

年金に関する解釈変更等の周知について

説明資料

厚生労働省年金局

1. 法律解釈の周知についての現状

(1) 制度改正に伴う法律解釈について

制度改正に伴う法律解釈については、日本年金機構に通知するとともに、地方厚生局を通じて市町村に通知するほか、全国社会保険労務士会連合会にも連絡して、周知を図っている。また、通知については、厚生労働省のホームページにも掲載。

(2) 法律解釈に関する疑義照会について

○ 年金局から日本年金機構に対して、疑義照会の回答を発出。日本年金機構本部から各ブロック本部、各事務センター及び各年金事務所あてに日本年金機構LANに掲載して周知。

また、疑義照会の回答の差替えを行ったものについては、指示・依頼による周知も併せて行っている。

○ 日本年金機構において、法律解釈に関する疑義照会については、原則としてホームページに内容を掲載することとしている。

○ なお、解釈変更により有利となる受給者等については、日本年金機構で把握できる方に対してご連絡し、再裁定等必要な対応を行うとともに、事案によっては、相談窓口での従来の説明により請求を行っていない方等に注意を喚起するため、ホームページ等により呼びかけを行っている。

<具体例>

○ 60～64歳の間の厚生年金記録が判明した場合について、解釈変更により時効特例給付を支給する(有利変更)こととした際には、以下の周知を実施した。(平成24年10月)

- ・日本年金機構で把握出来る対象者に、出来るだけ簡単に手続きが出来るよう、必要な書類を送付。
- ・日本年金機構のホームページにお知らせを掲載し、該当すると思われる場合は年金事務所へ問い合わせるよう呼びかけ。

2. 死亡一時金の請求権の消滅時効について解釈変更した際の周知について

(1) 解釈変更の経緯

- 平成20年11月 失踪宣告を受けた者に係る死亡一時金の消滅時効の起算日に関する北海道社会保険事務局からの照会に対し、旧社会保険庁年金保険課から、失踪宣告の審判確定日を起算日とする旨を回答
- 平成24年1月 失踪宣告を受けた者に係る遺族年金の起算日について、日本年金機構から年金局に照会
- 平成24年4月 日本年金機構からの照会に対し、年金局から死亡とみなされた日を起算日とする旨を回答
- 平成24年5月 日本年金機構において、各ブロック本部及び各年金事務所あてに「指示・依頼」(平成24年5月1日給付指2012-102)を発出。この文書において、上記回答による取扱いを指示するとともに平成20年の疑義照会(回答)票を差し替え

(2) 周知についての対応

① 平成20年11月時における対応

社会保険庁内部に対しては社会保険庁LANに掲載して周知。一般への周知については、行政内部での周知で足りるとの考えなどから、特に行っていない。

② 平成24年5月時における対応

○ 年金局において一般向け広報については特に行っていない。また、日本年金機構に対し、特段の指示は行わなかった。

○ 日本年金機構においては、本件が法律解釈に関する疑義照会であることから、ホームページへの掲載を予定していたが、分かりやすい内容へ変更するための作業に時間がかかっていたため、掲載されていない。

3. 法律解釈に関する疑義照会の周知についての今後の対応方針

(1) 日本年金機構内の周知

① 疑義照会の周知の全体的な取組み

日本年金機構LAN又は指示・依頼により取扱いを周知し、各拠点において、職場内研修等の機会に随時確認している。(平成25年度(11月まで)に全国の年金事務所(312箇所)で月平均857回実施)

また、疑義照会の回答の差替えの際は、朝礼、定例ミーティング等の場を活用し、周知徹底している。(平成25年度(11月まで)に、全国の年金事務所で月平均1,205回実施)

今後は、各拠点での実施を徹底するため、朝礼等により周知を行った結果を記録に残し、事後的に確認できるよう、指示・依頼の様式の見直しを行う。

② 研修におけるスキル向上の取組み

年金給付事務研修(本部において、年金事務所等に配属された職員を対象に年4回実施)で実施している事務処理誤り防止のための研修の教材に、疑義照会について盛り込んでいるが、法令解釈の変更があった事例について、さらに徹底して実施する予定。

(2) 事業運営に関わる方への周知

事業運営にご協力いただいている市町村、全国社会保険労務士会連合会及び事業主団体に対し、それぞれに関わりのある法律解釈について、年金局から積極的に通知等による周知を行う。また、日本年金機構においても、事業運営にご協力をお願いする立場から、関係する団体内での周知の徹底について依頼を行う。

(3) 一般の方への周知

権利義務に関わるものについては、一般の方への周知を積極的に図ることとし、事案の性質により、以下のような方法のうち適切なものを検討して周知を行う。

- ① 日本年金機構においてホームページにお知らせを掲載する。より周知の必要度が高いと考えられるものについては、厚生労働省記者クラブ等においてプレスリリースを行う。
- ② 日本年金機構において周知用のパンフレット等を作成し、年金事務所や市町村の窓口で配布を行う。
- ③ 厚生労働省においても適宜、プレスリリースなどを行う。プレスリリースは厚生労働省のホームページにも掲載。
- ④ 特定の方への周知について、関係する団体等に周知を依頼する。
- ⑤ 日本年金機構において影響を受ける対象者を特定できる場合には、日本年金機構から対象者へ直接の連絡を行う。

4. 死亡一時金の請求権の消滅時効についての周知の方針

- (1) 日本年金機構内の周知
日本年金機構内の周知を徹底し、一般の方からの問い合わせに対してきちんとした対応を行えるようにする。
- (2) 事業運営に関わる方への周知
市町村に通知を行い、新たな取扱いを周知するとともに、平成24年5月から今までの間に、今回請求を認めることとしたケースに該当した者を把握している場合には、年金事務所に相談するよう呼びかけを依頼。全国社会保険労務士会連合会にも、新たな取扱いの周知等について協力を要請。
- (3) 一般の方への周知
 - ① 日本年金機構においてホームページにお知らせを掲載し、その中で、該当すると思われる場合は年金事務所へ問い合わせするよう呼びかけ。
 - ② 厚生労働省においてプレスリリースを行い、マスコミに対して新たな取扱いの周知等を依頼。プレスリリースは厚生労働省のホームページにも掲載。
 - ③ 平成24年5月から今までの間に対象となり得た者について、日本年金機構において保存されている書類等を確認し、支給対象となる場合には、個別に連絡の上、支給のための手続きを進める。
 - ④ その他関係機関へ周知の協力を要請する。